

基賃時発第0330001号
平成16年3月30日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

平成16年度における企画業務型裁量労働制に関する決議届等に係る報告
について

企画業務型裁量労働制の導入状況については、社会の関心が高く、当該制度に係る決議届等の届出状況を適時適切に把握する必要があることから、標記に関しては、下記のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

記

平成16年度中に届出のあった労働基準法施行規則（以下「規則」という。）様式第13号の2（企画業務型裁量労働制に関する決議届）及び規則様式第13号の4（企画業務型裁量労働制に関する報告）の写しを、四半期ごとに、FAXにて賃金時間課企画調整係あて送付すること。報告期限については、平成16年4月から6月までの間に受理した分については同年7月12日、同年7月から9月までの間に受理した分については同年10月12日、同年10月から12月までの間に受理した分については、平成17年1月13日、平成17年1月から3月までの間に受理した分については同年4月11日とすること。（報告がない場合には、電話にて同係あてその旨報告されたい。）